

旧つつじが丘幼稚園跡地活用事業者募集に係る質問書の回答について

NO.	募集要項該当ページ、項目等	質問	回答
1	募集要項 P.2 第3 事業提案に関する条件 2 貸付条件 (1) 貸付条件 (町) 貸付期間 (2) 貸付条件 (能勢電鉄株式会社) 貸付期間 P.12 第8 契約手続きに関する事項 1 契約手順	町有地の貸付開始時期は2025年1月から、民有地の貸付開始時期は原則2026年4月からという認識で間違いないでしょうか。 また上記である場合、事業計画として町有地と民有地の一体的な活用を計画しています。町有地と民有地の貸付開始時期を合わせて頂く協議は可能でしょうか。 EX 町有地の貸付開始時期を後ろ倒しにする。 EX 民有地の貸付開始時期を前倒しにする。等	現在の想定スケジュールでは、町有地の貸付期間を令和7(2025)年1月からの開始とし、民有地の貸付期間を令和8(2026)年4月からの開始としております。 また、町有地の貸付開始時期を後ろ倒しすることは考えておらず、民有地の貸付開始時期を令和8(2026)年4月以前と希望する場合には、町及び能勢電鉄株式会社と協議し、合意を得ることで可能としています。
2	募集要項 P.9 第6 提出書類 3 その他	提出書類は町が認める範囲内で公表できると記載がありますが、公表される内容(事業計画内具体的な内容)について事前に確認をすることができますか。 事業計画書内に販売先や具体的な数字を入れ、説明を行います。ただ、販売先等との契約の関係で一般に広く公開される(ホームページにのる)等が適さないケースの発生が考えられるためです。	審査結果は、優先交渉事業者(グループの場合は構成員、協力法人を含む)の名称、(応募者が2者以上の場合、次点交渉事業者の名称)、事業提案の概要、選定理由を公表します。 公表内容については、応募者のノウハウ保護等の観点から町と事前に協議の上、公表することとします。
3	募集要項 P.10 第7 提案の審査及び評価 2 審査方法 (2) 二次審査	プレゼンテーション審査の実施方法を教えてください。 また、プレゼンテーションに音声や動画の使用は可能でしょうか。	音声や動画の使用は可能です。 なお、二次審査(プレゼンテーション審査)については、別紙「資料1」をご参考にして下さい。

4	<p>募集要項 P.9 第6 提出書類 2 事業提案に関する提出書類</p>	<p>応募に際して提出書類内の④プレゼンテーション資料（様式自由）とは、8月中旬に実施予定の二次審査に使用する書類ということでしょうか。</p> <p>上記で提出した書面以外は二次審査では使用不可でしょうか。（資料提出から二次審査までに時間があるため、事業計画の変更はないのですが、プレゼンテーション資料のブラッシュアップ等が見込まれるためです。）</p> <p>また、書面での提出に適さない音声や動画等の資料がある場合、どのように提出させて頂いたらいでしょうか。</p>	<p>応募者は提出した④プレゼンテーション資料（様式自由）に基づいて、二次審査（プレゼンテーション審査）を実施します。そのため、提出したプレゼンテーション資料の追加及び変更は不可とします。なお、審査に対し、必要と認めるときは追加資料の提出を求め場合があります。</p> <p>また、音声や動画等の資料については、電子データを保存した光ディスク（CD・DVD）による提出とします。レーベル面（表面）に、「旧つつじが丘幼稚園跡地活用事業者募集に係る提出資料」であること及び「応募者名」を必ず記載してください。なお、何らかの原因で光ディスクが読み取れない場合については、再度提出を求めることがあります。</p>
5	<p>資料集・様式集 P.17 様式5 応募者概要書 財務状況（直近3年分を記入）</p>	<p>総収入、総支出、累積損益の意味を教えてください。</p> <p>貸借対照表/損益計算書上の</p> <p>総収入：売上、営業外収益、特別利益の合計</p> <p>総支出：販売原価、一般管理費、営業外費用、特別損失の合計</p> <p>累積損益：純資産</p> <p>という認識でしょうか。</p>	<p>総収入、総支出、累積損益については、下記の金額合計を記載してください。</p> <p>【貸借対照表（損益計算書）】</p> <p>総収入：売上、営業外収益、特別利益の合計</p> <p>総支出：販売原価、一般管理費、営業外費用、特別損失の合計</p> <p>累積損益：利益剰余金合計</p>

6	<p>募集要項 P.6 活用上の制約等 (6) 緑地管理道の通行について</p>	<p>緑地管理道はコンビニまで行けないとはわかりますが、徒歩で行くことはできますか。</p>	<p>緑地管理道は徒歩の場合でも、コンビニエンスストアの敷地には直接つながっていません。</p>
7	<p>募集要項 P.2 第3 事業提案に関する条件 2 貸付条件 (1) 貸付条件（町）貸付期間</p>	<p>貸付期間は貸付開始日か。 20年を超える場合は更新できるのでしょうか。 それとも20年までしか使えないということでしょうか。</p>	<p>町有地については、貸付期間は貸付開始日から10年以上20年以内とし、希望する貸付期間を提案していただき、町と協議の上、貸付期間を決定します。 契約で定める契約期間満了時点の2年前から契約の更新協議を行うことが可能です。 なお、契約で定める契約満了後に、普通建物賃貸借契約の更新を希望せず買い取りを希望する場合は、町と協議の上、承諾を得た場合において、土地建物を買い取れるものとします。</p>